

令和8年8月25日

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

お知らせ

岡山市水道局

建設業法の改正により、建設業者は、その請け負う工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでにこれらの情報を根拠情報と併せて注文者に通知しなければならないとされています。これについて、岡山市水道局の建設工事について次のとおり通知の取扱いを定め、**令和8年11月1日以降に公告を行うものから実施します**ので、お知らせします。

1 通知書の様式

別添様式のとおり

2 通知期間

落札者決定後から契約締結までの間(随意契約の場合は、契約予定者決定後から契約締結までの間)に通知してください。

3 通知内容

工期又は請負代金に影響を及ぼすもので、天災その他不可抗力により生じる次に掲げる事象が発生するおそれがあるときは、当該事象の把握のため必要な情報(**根拠情報**)※1と併せて通知してください。

(1) 主要※2な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(2) 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

※1 落札者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された内訳明示のある見積書等に裏付けられた情報を用いる必要があります。(一の資材業者の“口頭”のみによる情報など岡山市水道局が真偽を確認することが困難である情報は根拠情報から除かれます。)

※2 「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的又は使用頻度的に大半を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断します。

4 その他

上記取扱いは、落札者が発注者に対して通知するものであり、**入札時に通知する必要はありません。**また、**該当する情報がない場合は、通知する必要はありません。**また、通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。

岡山市水道局

総務部 管財課 契約係

TEL (086) 234-5917

FAX (086) 221-8473

Email keiyaku@water.okayama.okayama.jp

(別記様式)

令和 年 月 日

発注者 殿

住 所

会 社 名

代表者名

通 知 書

次のとおり、建設業法第 20 条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 16 第2項第1号)

【発生するおそれのある事象※】

【上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先】

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載してください。

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 16 第2項第2号)

【発生するおそれのある事象※】

【上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先】

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載してください。

☐ その他連絡事項(空欄可)

【注意事項】

1. 本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 16 第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から契約締結までに提出してください。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いてください。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意してください。)
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき対応を行うものであることに留意してください。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。